

交通ルールを知る、守る。 安全・安心の第一歩!

こどもを始めとする
歩行者が
安全に通行できる
道路交通環境の確保と
正しい横断方法の実践

歩行者優先意識の徹底と
ながら運転等の根絶や
シートベルト・
チャイルドシートの
適切な使用の促進

自転車・
特定小型原動機付自転車
利用時の
ヘルメット着用と
交通ルールの遵守の徹底



春の全国交通安全運動

4月10日(木)は「交通事故死ゼロを目指す日」

【運動期間】 令和7年4月6日(日)～4月15日(火)



チャイルドシート着用推進
シンボルマーク「カチャビョン」

内閣府
交通安全
オフィシャル
サイト



内閣府・鳥取県交通対策協議会

春の全国交通安全運動 鳥取県実施要綱



目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

重点

- ・ こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- ・ 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ・ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

期間

令和7年4月6日(日)～4月15日(火)

交通事故死ゼロを目指す日

4月10日(木)

交通安全にみんなで参加する日及び 交通マナーアップ強化日

4月15日(火)

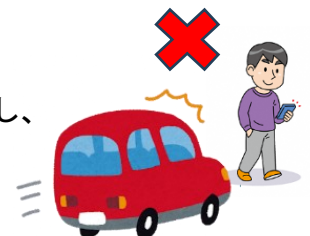
スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と 正しい横断方法の実践

こどもをはじめとする歩行者は

- ・ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うこと等の基本的な交通ルールを守りましょう。信号が青であっても安全を確認してから横断し、横断中も周囲の安全を確認しましょう。また、飛び出しや斜め横断、車両の直前・直後の横断はやめましょう。
- ・ 夕暮れから夜間の外出時は明るい色の服装を心掛け、反射材用品の着用やLEDライトを携帯するなど、自己の存在を目立たせましょう。
- ・ スマートフォンを操作しながら歩く「歩きスマホ」は、周囲が見えなくなり大変危険です。自分だけでなく他人を巻き込む危険性があることを認識し、安全な場所で立ち止まって使用しましょう。



運転者は

- こどもは、大人より目線が低く視野も狭いため、近づいてくる車の認識が不十分と考え（危険予測）、こどもの飛び出しに注意しましょう。特に、住宅街や小学校周辺では速度を落とし、こどもの早期発見に努めるとともに、こどもの動向に注意を払って通行しましょう。



- こどもは、植え込みや看板などのかげ、車両の死角に入りやすいことに留意し、横断歩道手前での減速義務、横断歩道においては横断中または横断しようとする歩行者がいる場合は一時停止し、歩行者優先を徹底しましょう。

学校・地域・道路管理者・関係機関は

- 春は、入園入学や進学に伴い通学路や交通環境が変わることにより、児童生徒が関係する交通事故の危険性が高まることから、地域の交通安全ボランティア等と連携し、登下校時間帯の交通安全指導や見守り活動等を推進しましょう。
- 通学路等において危険箇所の把握を行い、解消に向けた取組を推進しましょう。
- 歩行中の幼児・児童に対して交通事故の特徴（飛び出しが多い等）を踏まえた交通安全教育を推進しましょう。
- 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策を推進しましょう。
- 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用について広報活動を推進しましょう。



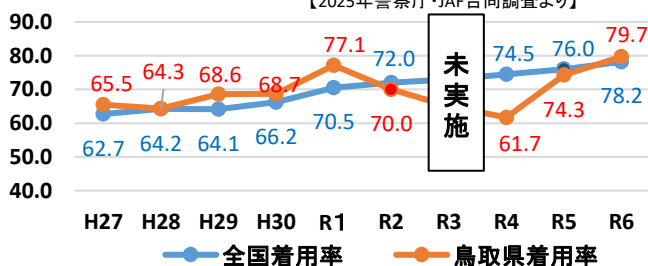
2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

運転者は

- 横断歩道は、歩行者優先です。横断歩道の手前では歩行者がいないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度まで減速し、横断中または横断しようとする歩行者がいる場合は、一時停止し、歩行者を優先しましょう。
- 運転中のスマートフォンの使用やカーナビを注視する等の「ながら運転」は道路交通法違反です。運転中にスマートフォン等を使用しなければならないときは、必ず安全な場所に停車してから使用しましょう。
- 全ての座席においてシートベルトを着用するとともに、6歳未満のこどもを乗せるときは、こどもの体格に合ったチャイルドシートを正しく取り付け、正しい着用を習慣付けましょう。6歳以上のこどもであっても、体格等の事情により、シートベルトを適切に着用させることができない場合は、チャイルドシートを使用しましょう。

鳥取県のチャイルドシート着用率の推移

【2025年警察庁・JAF合同調査より】



事業所・関係機関・団体等では

- ・ 歩行者や他の車両に対し「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの実践を呼び掛けましょう。特に、こども、高齢者、障がい者、妊産婦などの歩行者近くを通行する場合は、安全な間隔を確保するとともに、必要に応じ徐行や一時停止をするなどして交通事故防止を図る指導をしましょう。
- ・ 所属の全職員に対し交通安全に関する情報を提供するほか、業務中の交通事故防止のための交通安全教育を徹底するとともに、運転者の体調面も考慮した安全を確保するための運行計画を立て、運転者及び運行業務の管理を行いましょう。
- ・ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発等、高齢運転者の交通事故防止のための取組を推進しましょう。

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

自転車・特定小型原動機付自転車(以下自転車等)利用者は

- ・ 交通事故による頭部への被害を軽減するため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- ・ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進、傘差し及びスマートフォン等を利用した「ながら運転」の禁止等、基本的な交通ルールを遵守しましょう。
- ・ 自転車事故による損害賠償は「個人賠償責任保険」で補償され、自動車保険、火災保険、傷害保険などの特約として加入するケースが一般的です。加入している保険の内容を確認し、補償されない場合は、特約又は自転車損害賠償責任保険に加入しましょう。

家庭・地域・学校等では



必ず止まって安全確認！！



- ・ 自転車事故が招く責任の重大さなどについて話し合い、定期的な点検整備と乗車用ヘルメットの着用指導、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図りましょう。

関係機関・団体は

- ・ すべての自転車等利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と着用の徹底に向けた広報啓発を推進しましょう。
- ・ 自転車等の販売業者、シェアリング業者と連携し、交通ルールの周知及び安全利用についての広報啓発を推進しましょう。

ハンドルを握るあなたへ！高校生と小学生が巨大なアートを共同制作！



デジタル×手形アート「おもいやり運転」

「事故にあいませぬように」と思いを込めて、県立米子高等学校美術部と米子市立啓成小学校の児童が縦4メートル×横6メートルの巨大なデジタル×手形アート「おもいやり運転」を完成させました。制作の過程をYouTube(とっとり動画ちゃんねる)で配信しています。⇒



■問い合わせ先■

鳥取県交通対策協議会 (鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課内)

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 電話(0857)26-7989/ファクシミリ(0857)26-8171